

# 学校における働き方改革 アクション・プラン

2018年8月

(令和2年10月改定)

稚内市教育委員会

# 学校における働き方改革アクション・プラン

2018年8月1日 教育長決定

2020年10月1日 一部改正

## はじめに

現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校現場が直面する課題も多種多様であり、教員は様々な教育課題への対応を求められています。

2016年度に、北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、小学校で23.4パーセント、中学校で46.9パーセントの教員（主任教諭・教諭）が週60時間時間以上勤務しているという、長時間労働の実態が明らかになりました。

当市においても同様の傾向があるものと認識しており、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革が喫緊の課題となっています。

国や北海道教育委員会においては、2017年12月に文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」を公表したほか、2018年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、北海道教育委員会が「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を作成するなど、教職員の働き方改革に向けた取組を推進しているところです。

教員が健康でやりがいを持って働くことができる環境を整え、子どもたちと向き合う時間を確保することは大変重要であり、教員の負担を軽減する取組の実行が求められていることから、本アクション・プランを作成しました。

## 1. アクション・プランの性格

本アクション・プランは、市内全ての小・中学校における働き方改革を推進するため、稚内市教育委員会が策定するものです。

取組状況の検証や、国及び北海道教育委員会の動向等を踏まえ、必要に応じて本アクション・プランの見直しを行います。

## 2. 取組の方向性

これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。

「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくこ

とが重要です。

### 3. 教育委員会及び学校の役割

#### (1) 稚内市教育委員会の役割

- ・学校における働き方改革を進めるための計画等を作成する。
- ・学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。

#### (2) 学校の役割

- ・校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進する。
- ・「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。

### 4. アクション・プランの目標及び目指す指標

「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に基づき、令和2年度末までに達成する目標及び指標を次のとおり設定します。

#### (1) 目標

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内とする。
---

- ※1 「在校等時間」は、8の(2)の①と同一。
- ※2 「所定の勤務時間」は、8の(2)の②と同一。
- ※3 「目標」に掲げる上限時間は、8の(2)の②と同一。
- ※4 児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合については、8の(2)の③に掲げる上限の範囲内とする。

#### (2) 指標

① 部活動休養日を完全に実施（年間140日）している部活動の割合	・・・	100%
② 変形労働時間制を活用している学校の割合	・・・	100%
③ 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合	・・・	100%
④ 学校閉庁日を年9日実施している学校の割合	・・・	100%

### 5. 取組の検証・改善

#### (1) 取組の検証・改善

稚内市教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握して取組を検証し、検証結果及び北海道の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直しなど、

取組の改善を行います。

## (2) 検証結果の提供

稚内市教育委員会は、学校がP D C Aサイクルを活用して、計画的に学校における働き方改革に向けた取組を進めるため、学校に対して、検証結果を提供し、学校現場において、取組の進捗状況を容易に把握することができるようにします。

## 6. 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながります。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならず、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要があります。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教職員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるなどするとともに、稚内市教育委員会やP T A連絡協議会と連携を図り、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発を進めます。

## 7. 具体的な取組

### (1) 管理職による教職員の勤務管理等の徹底

- ① 時間外勤務が多い教職員の業務の進捗を把握し、改善・見直しや、仕事の進め方、健康管理等に対する指導・助言・面談を継続して行う。
- ② 月2回以上の定時退勤日や年2回以上の時間外勤務縮減強調週間の設定を徹底する。
- ③ 休憩時間に業務を行わせる必要がある場合には、別の時間帯に休憩時間を確保する。
- ④ 週休日等の振替や変形労働時間制などの制度を積極的に活用する。
- ⑤ 学校の実態に合わせた業務改善（業務の平準化、見直し等）を推進する。
- ⑥ 夏季休業期間中の特定の3日間と年末年始の休日を学校閉庁日として設定する。
- ⑦ 学校行事の精選・見直し

## (2) 部活動休養日の設定や活動時間の工夫などの取組の徹底

- ① 週2日以上（平日1日以上及び土・日曜日・祝日1日以上）の部活動休養日を設定する（年間140日）。ただし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 学校閉庁日は、その期間を休養日として設定する。
- ③ 定期テストや主要な学校行事前に3日間以上の部活動休養日を設定する。
- ④ 平日は2時間程度、土・日曜日・祝日は3時間程度の活動時間とする。
- ⑤ 複数顧問の配置を推進する。

### 休養日の140日の考え方

平日1日、土日いずれか1日 2日×52週=104日

長期休業中（夏・冬）の連続した7日 夏季5日+冬季5日=10日

長期休業中（春） 春季5日

試験期間・学校行事 7回 3日×7回=21日

## (3) 稚内市教育委員会による学校の取組への支援

- ① 稚内市教育委員会からの通知・調査等の実態を把握し、精選、見直しを継続して行う。
- ② 教職員定数改善や加配制度の充実等について、国や北海道教育委員会に対する要望を継続して行う。
- ③ 学校における労働安全衛生の取組を支援する。
- ④ 学校の教育活動の支援や教職員の負担軽減につながる取組を推進する。
- ⑤ 学校における働き方改革について、保護者や地域住民等の理解促進を図る。
- ⑥ 部活動指導員の配置による指導体制の充実と教員の負担軽減を図る。
- ⑦ 特別支援教育支援員や図書協力員など専門スタッフの配置を推進する。
- ⑧ 在校している時間を客観的に計測し記録するシステムを導入する。
- ⑨ 校務支援システムの導入を検討する。

## 8. 稚内市立学校の教育職員の在校等時間について

・稚内市立学校の教育職員にあっては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第7条第2項に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務及び同条例第7条第1項各号に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものではないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる

業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠です。

このような状況を踏まえ、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定めます。

- ・市教委は、次に定める業務を行う時間の上限の範囲内とするために、業務の削減や勤務環境の整備を進めます。
- ・各市立学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とします。

#### (1) 対象者の範囲

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」第2条第2項に規定する教育職員を対象とします。

#### (2) 業務を行う時間の上限

##### ① 「勤務時間」の考え方

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するために、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とします。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとします。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として道教委が外形的に把握する時間。

イ 道教委等が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

エ 休憩時間

##### ② 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」をいう。） 45時間

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

##### ③ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

ア 1か月時間外在校等時間 100時間未満

イ 1年間時間外在校等時間 720時間

ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

### (3) 留意事項

- ① アクション・プランに掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するものであり、在校時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- ② 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- ③ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。